

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は105,981人、そのうち18歳未満の児童人口は12,671人で、令和2年の児童人口13,659人と比べると988人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、非婚化、晩婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年6月には、児童手当法、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されました。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となりました。

本計画では、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用に関する意向等を踏まえた提供体制の確保、その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関する内容を定めることとなっています。この法定事業の多くは、妊婦、未就学児、小学生以下を対象とした事業で、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的とし、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援に取り組むこととなっています。

本市では、令和元年度に策定した「第二期取手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子どもや子育て支援についての関心と理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

## 第2節 計画の法的根拠

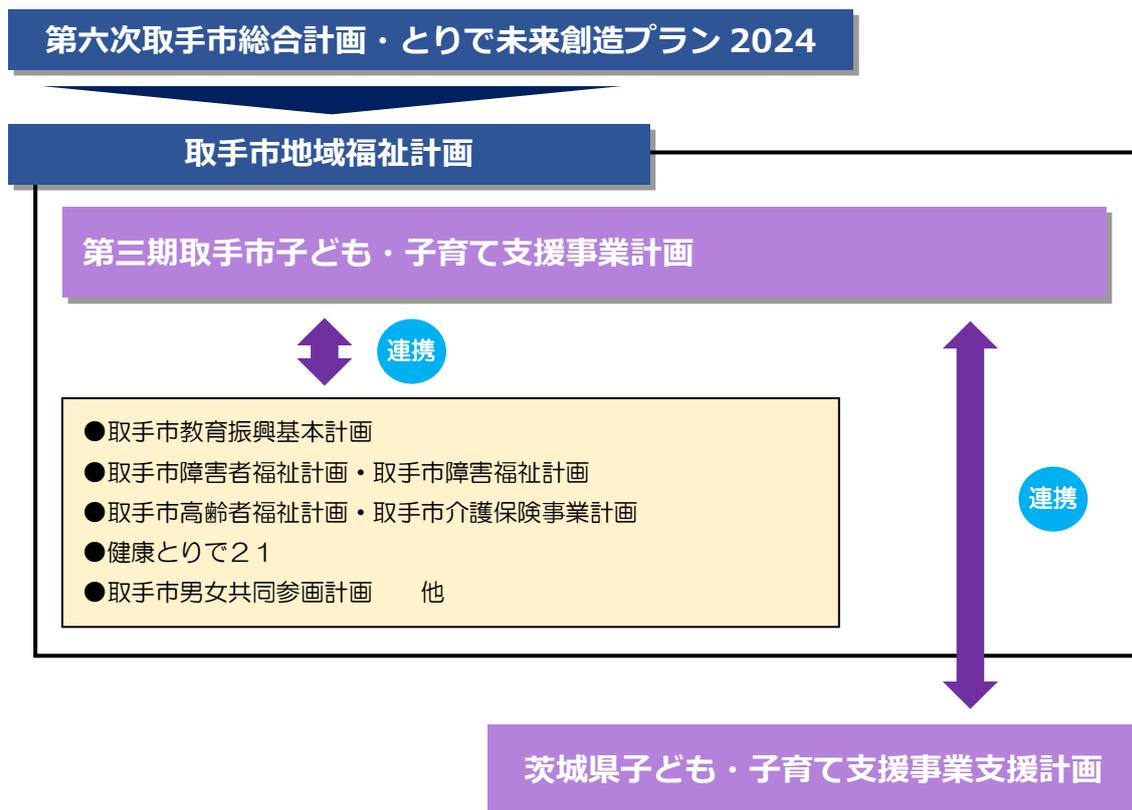
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

## 第3節 計画の対象

本計画は、「概ね18歳未満の子どもや子育て家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

## 第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第六次取手市総合計画・とりで未来創造プラン2024」をはじめ、「取手市地域福祉計画」、「取手市教育振興基本計画」、「取手市障害者福祉計画・取手市障害福祉計画」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「母子保健計画」の内容も含めて策定しました。



## 第5節 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期取手市 子ども・子育て支援事業計画					第三期取手市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

## 第6節 計画の策定体制

### 1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「取手市児童福祉審議会」を本市の「子ども・子育て会議」と位置づけ、子育て支援課が事務局を務める中で、審議会の委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

### 2. アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年12月22日から令和6年2月1日までを調査期間として実施しました。

### 3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年11月25日から12月24日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。